

議会議案第1号

実験動物焼却施設の設置規制について法の整備を求めること
に関する意見書の提出について

実験動物焼却施設の設置規制について法の整備を求めるごとに關し、
次のとおり意見書を提出する。

平成22年6月25日提出

提出者	鎌倉市議会議員	石川敦子
賛成者	同	長嶋竜弘
同	同	中澤克之
同	同	早稲田夕季
同	同	中村聰一郎
同	同	小田嶋敏浩
同	同	前川綾子
同	同	大石和久

実験動物焼却施設の設置規制について法の整備を求めること に関する意見書

鎌倉市と藤沢市の市境に製薬の新研究所が建設されている。この施設内には実験動物焼却施設（最大で日量0.9トン焼却可能）の設置が計画されている。住宅密集地に近接していることから、近隣住民は環境面・健康面に不安を感じている。

現在、実験動物焼却施設の設置規制は、直接的な法律の定めがない。1994年8月12日の厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知により、実験動物が一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条、一般廃棄物処理施設の許可に規定された「都道府県知事の許可」を受けることによって、実験動物焼却施設の設置が可能となる。この状況下では、実験動物焼却施設が住宅密集地に設置され、近隣住民へ精神的苦痛を与え、紛争などにつながる可能性が否定できない。そのため、実験動物焼却施設の設置規制を定める法整備が早急に求められる。

法整備に当たっては、「生活の場で生きていたものを燃やす」施設である火葬場に関する法律や、民間事業者の実験動物焼却施設にかかる自治体の指導指針・要綱に定められている項目を準用すべきである。つまり「実験動物焼却施設については行政区にかかわらず、300メートル範囲内の土地に住む人や事業者に計画を説明し、その後同意書を作成、許可権者に提出しなければならない」というものである。

今後、動物を製薬などの実験に使用し、焼却することは回避できないため、以上のような設置規制を法で定めることにより、近隣住民がこうむる精神的苦痛が回避されると判断する。

よって、鎌倉市議会は、実験動物焼却施設の設置規制について法の整備を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

鎌倉市議会